

## 令和6年10月分（12月支給分）から

# 児童手当の制度が変わります。

令和6年10月分以降の児童手当からは、所得制限の撤廃や支給対象年齢が拡大されるなど制度が大きく変わります。

この制度の変更により、**申請が必要な場合と不要な場合があります**ので、別紙のフローチャートをご確認いただき、申請が必要な方は必ず申請をお願いします。

※制度改正後の初回の支払いは、令和6年12月支払（10月分、11月分）です。

### ●制度改正のポイント

#### ①所得制限の撤廃

※主たる生計維持者の所得に関係なく、児童手当が支給されます。

#### ②支給対象年齢の拡大

※支給対象となる子の年齢が18歳（高校生年代）までとなります。

#### ③第3子以降の加算額の増額

#### ④支払回数が年6回に増加

※2か月分を偶数月に支給します。

#### ⑤大学生年代までカウント対象の拡大

※大学生年代の子を含め、3人目以降の子どもに「③第3子以降の加算」が適用されます。

※高校生年代とは、平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた子をいいます。

※大学生年代とは、平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子をいいます。

	現状		拡充後（令和6年10月分～）	
3歳未満	1万5千円		1万5千円	（第3子以降） 3万円
3歳～小学生	1万円	（第3子以降） 1万5千円	1万円	
中学生	1万円		1万円	
高校生年代	児童数のカウントのみ		1万円	
大学生年代	なし		児童数のカウントのみ	
	所得制限あり		所得制限なし	

